

秋田市道路附属施設長寿命化修繕計画
(個別施設計画)

令和8年3月一部改訂

秋田市建設部道路維持課

目 次

1	本計画の目的と位置づけ	1
2	対象施設	1
3	計画期間	1
4	門型標識の長寿命化修繕計画	2
5	門型標識以外の道路附属施設長寿命修繕計画	5

1 本計画の目的と位置づけ

秋田市が管理する道路附属施設（門型標識、門型以外の道路案内標識、道路情報板および道路照明灯）は、設置時期が不明なものが多く、ほとんどが30年以上経過したものと想定され、施設の老朽化が進んでいる。

施設の倒壊等を未然に防ぎ、道路利用者の安全・安心を確保するため、中長期的な維持管理コスト縮減や予算の平準化等、効率的かつ適切な管理を行うことを目的に、「秋田市道路附属施設長寿命化修繕計画（個別施設計画）（以下「本計画」という。）」を策定するものとする。

なお、本計画は、「秋田市公共施設等総合管理計画（令和4年1月改訂）」に定める公共施設等マネジメント方針に基づく、道路附属施設の個別施設計画として位置づけるものである。

2 対象施設

秋田市が管理している、門型の道路案内標識、門型以外の道路案内標識、道路情報板、道路照明灯を対象とする。

※道路橋やトンネル等に附属する施設および単柱式の道路警戒標識は除く。



写真1 門型標識



写真2 道路案内標識



写真3 道路情報板



写真4 道路照明灯

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とする。

4 門型標識の長寿命化修繕計画

(1) 門型標識の概要

対象施設は表1、図1に示す秋田市が管理する門型標識1基である。

表1 本計画で対象とする門型標識（令和8年3月末現在）

番号	施設名	路線名	設置位置	設置年度
1	道路案内標識	中通一丁目 南通亀の町線	中通一丁目地内	不明

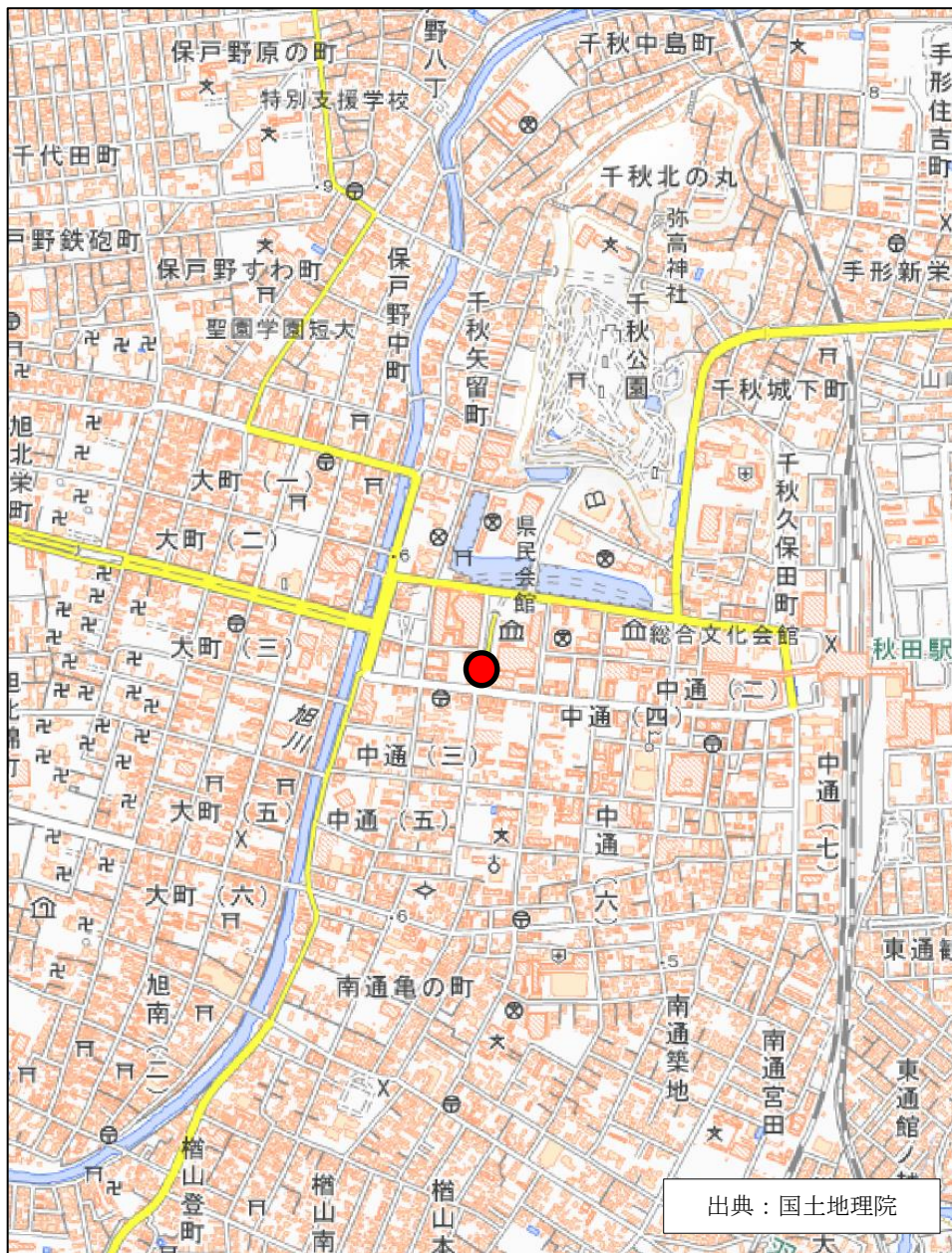


図1 門型標識の設置位置

(2) 門型標識の現状

令和7年度に実施した最新の点検において、対象の門型標識はⅡ判定（予防保全段階）であった。

表2 令和7年度実施点検結果

番号	施設名	路線名	設置位置	設置年度	点検年度	健全性判定区分
1	道路案内標識	中通一丁目 南通亀の町線	中通一丁目 地内	不明	2025 (R7)	Ⅱ

表3 門型標識の健全性区分内訳

区分		状態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

※門型標識等定期点検要領（令和6年3月 国土交通省道路局）における健全性の診断の区分に準拠

(3) 維持管理の基本方針

門型の道路案内標識は、道路を跨ぐ構造物であり、支柱や横梁等の倒壊や標識板の落下等により、第三者被害につながる可能性が高いことから、定期的に施設の状態を把握し、重大な損傷が生じる前に対応することが必要である。

そのため、門型標識は、5年ごとに定期点検を実施し、機能に支障が生じる前（表3の区分Ⅱの段階）に対策を講じる予防保全型管理とする。

また、令和8年3月末現在、秋田市が管理している門型標識は1基のみであるが、今後管理する施設が増加した場合は、交通量や緊急性を勘案し、補修の優先順位を定めることとする。

(4) 新技術の活用と費用の縮減について

計画期間内の点検・補修については、AⅠを活用した異状検知システム等の新技術の活用を検討し、費用の縮減や点検の効率化につながるものを積極的に活用することとする。

また、新技術の活用により、今後10年間で約100千円のコスト縮減を目指す。

(5) 施設の集約・撤去について

秋田市で管理している門型標識は1基のみであり、地下道の出口に設置し、交通結節点である秋田駅等への道順を案内する効用の高い標識であることから集約・撤去は困難である。

(6) 門型標識の修繕内容

本計画における門型標識の修繕内容については、表4のとおりである。

なお、表4に示す修繕内容、時期および修繕費用については、詳細調査および設計の結果、相違が生じる可能性がある。

表4 門型標識修繕事業予定

番号	施設名	路線名	設置位置	前回点検年度	判定区分	修繕内容	修繕時期	修繕費用(千円)	次回点検年度
1	道路案内標識	中通一丁目 南通亀の町線	中通一丁目 地内	2025 (R7)	Ⅱ	ボルト 交換	2026 (R8)	400	2030 (R12)

(7) 今後の点検について

「門型標識等定期点検要領(令和6年3月 国土交通省道路局)」に基づく法定点検として、前述のとおり5年に1回の頻度で、近接目視により点検を行い、表3に示すとおり、門型標識の健全性を区分し、必要な対策を検討する。

また、日常点検(パトロール)と必要に応じて緊急点検も実施する。

表5 門型標識の点検

区分	点検内容
日常点検	・支柱、横梁および添加された標識板や道路情報板に異状がないか、遠望目視により実施する。
定期点検	・門型標識等定期点検要領に準拠して、5年に1回の頻度で、近接目視により実施する。 ・施設の健全性を診断し、次回点検までの措置の必要性を判断する。
緊急点検	・地震発生後や異常気象時に、施設の状態を把握するために実施する。

5 門型標識以外の道路附属施設長寿命修繕計画

(1) 門型標識以外の道路附属施設の概要

令和8年3月末現在で秋田市が管理している門型以外の道路案内標識は397基、道路情報板は4基、道路照明灯は3,179基である。

(2) 門型標識以外の道路附属施設の現状

平成26年度に実施したストック総点検では、施設全体の約2/3が「異常なし」および「経過観察の必要あり」の判定であったが、残り約1/3は腐食や破断によって、「施設の倒壊、落下等のおそれがある」といった構造物の機能に支障が生じている又は生じる可能性がある施設であった。

そのため、第三者被害のおそれがある施設から順次補修し、その他の施設については、パトロールを実施しながら経過観察としている。

(3) 維持管理の基本方針

対象の小規模附属物は、「小規模附属物点検要領（平成29年3月 国土交通省道路局）」に準拠して、10年に1回の頻度で点検を実施する。ただし、施設数の多い門型以外の道路案内標識や道路照明灯については、1年で全ての施設を点検することが現実的に不可能であることから、対象施設を地区ごとに区分して年間点検数量を平準化し、令和8年度から令和17年度までの10年間で、全施設の点検を完了するよう計画的に実施する。

また、点検の結果、著しい腐食や部材の破断を確認した際は、補修工事を行うなど、適切な対策を講じることとする。

(4) 新技術の活用と費用の縮減について

計画期間内の点検・補修については、AIを活用した異状検知システム等の新技術の活用を検討し、費用の縮減や点検の効率化につながると判断されるものを積極的に活用し、コストの縮減を目指す。

(5) 施設の集約・撤去について

施設を更新する際には、必要性について再度確認した上で、施設の集約・撤去も検討し、全体数を減らすことでコストの縮減を目指す。

(6) 今後の点検について

前述したとおり、令和8年度から令和17年度までの10年間で、全ての施設を点検し、対策の要否を判定する。

また、門型標識と同様に、日常点検（パトロール）と必要に応じて緊急点検も実施することとする。

表6 門型標識以外の道路附属施設の点検

区分	点検内容
日常点検	・パトロール車内からの目視を基本として、変状の有無を点検する。
定期点検	・基礎部や支柱部等については、近接目視による点検を基本とし、 横梁部や標識部等の箇所はカメラ等を活用しながら点検することとする。
緊急点検	・地震発生後や異常気象時に、施設の状態を把握するために実施

(7) 点検および補修結果の記録

点検および補修結果については、施設ごとに台帳へ記録して適切に保管するとともに、今後の維持管理および修繕計画の見直しに活用する。